

平成24年度障害福祉サービス等の報酬改定（就労系サービス） ～ 平成24年10月施行分 ～

就労移行支援

◆ 一般就労への移行実績がない就労移行支援事業所の評価を適正化

[過去3年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の85%を算定

[過去4年間の就労定着者数が0の場合] 所定単位数の70%を算定

※ 過去3年間及び過去4年間とは、就労移行支援のあった日の属する年度の直近の過去3年度又は4年度を言う

就労継続支援A型

◆ 就労継続支援A型の短時間利用者の状況を踏まえ評価を適正化

[短時間利用者が現員数の50%以上80%未満の場合] 所定単位数の90%を算定

[短時間利用者が現員数の80%以上の場合] 所定単位数の75%を算定

| | |
|------------------|---|
| 現員数 | 雇用契約を締結している利用者で一週間のうち1日でも利用のあった者 |
| 短時間利用者 | 週20時間未満の利用者 |
| 現員数に占める短時間利用者の割合 | 直近の過去3月間において、一週間ごとの割合を求め、当該期間の週平均の割合をもって算定 ただし、算定対象となる3月間の最初の週・最後の週が算定対象外の月をまたぐ場合は、当該週を除いて計算 |